

奥尻復興の秘けつを聞き出す：
高台移転事業の概要と実務当事者へのインタビュー(2)

——災害復興を考えるシンポジウムの記録——

竹 田 恒 規
足 立 清 人
定 池 祐 季
神 谷 裕 一
竹 田 彰
宮 田 康 宏
渡 部 和 正

奥尻復興の秘けつを聞き出す： 高台移転事業の概要と実務当事者へのインタビュー(2) ——災害復興を考えるシンポジウムの記録——

竹田 恒規 足立 清人 定池 祐季 神谷 裕一
Tsunenori TAKEDA Kiyoto ADACHI Yuki SADAIKE Yuichi KAMIYA
竹田 彰 宮田 康宏 渡部 和正
Akira TAKEDA Yasuhiro MIYATA Kazumasa WATANABE

目次

1. はじめに
2. 基調報告(以上, 北星論集(経)
59巻2号45頁以下)
3. パネル・ディスカッション
(1) 第1部(本号)
(2) 第2部(以下, 次号)
4. 考察
5. まとめ

[Abstract]

Finding the Secrets of the Revival of Okushiri Island: Overview of the New Residential Area Relocation Project and Interviews with Practitioners

This article comprises records of the symposium titled “Finding the Secrets of the Revival of Okushiri Island: Overview of the New Residential Area Relocation Project and Interviews with Practitioners,” held at Hokusei Gakuen University on July 27, 2019. This symposium focused on the experiences and knowledge of local government staff who were in charge of recovery and reconstruction following disasters, specifically the massive earthquake and tsunami that devastated Hokkaido on July 12, 1993. We (Tsunenori Takeda & Kiyoto Adachi) aim to ensure that these disasters are not buried with the passage of time. We share the experience and wisdom of administrative staff members who repeatedly face disasters, marked by changing times, places, and circumstances. Followed by the keynote report by Takeda in Section 2, we have reported the panel discussion between the panelists as well as the discussion with members of the audience in Section 3. In Section 4, Takeda, from an administrative law perspective, and Adachi, from a civil law perspective, elaborate on their reflections of the issue. In Section 5, a summary has been provided, including future research prospects.

3. パネル・ディスカッション

2019年7月27日(土)に、北星学園大学C館50周年記念ホールで行ったパネル・ディスカッションの内容を報告する。パネル・ディスカッションは、14時45分から開始し、途中で休憩を挟んで17時30分まで行われた。第1部では、竹田恒規の基調報告をもとに復旧・復興の流れを確認し、第2部では、フロアとの質疑応答を中心に議論を展開した。本

号では、紙幅の関係上、パネル・ディスカッションの第1部を報告する。

(1) 第1部

足立清人(北星学園大学経済学部経済法学科教授。以下、足立)：

これから、パネル・ディスカッションを始めさせていただきます。では、竹田先生、よろしくお願いたします。

キーワード：北海道南西沖地震, 奥尻島, 高台移転事業,
Key words: Hokkaido Nansei-oki Earthquake, Okushiri Island, New Residential Area Relocation Project

竹田恒規 (北星学園大学経済学部経済法学科専任講師。以下、竹田(恒)):

パネル・ディスカッションということで、これから、自治体職員の方が、事業を実施していくなかで、どのような考えを持ち、どんな課題をどう処理したか、ということについてお話を伺っていこうと考えています。最初に、ご経歴等を含めて、パネリストの方々から自己紹介をいただければと思います。

では、元奥尻町災害復興対策室長でいらしゃった渡部和正さんからお願いします。

渡部和正氏 (元・北海道職員、奥尻町災害復興対策室長。以下、渡部氏):

奥尻町の元災害復興対策室長という紹介なんですけど、現在の私は、廃棄物とカリサイクルの方の関連が主になっていまして、道の委嘱を受けてリサイクル・アドバイザーをやっております。先日も、北広島市で、災害廃棄物に関連して、奥尻の災害のときはどうだったのか、という講演を20分ばかりさせていただいたところです。災害廃棄物の方も、有効活用しないとイケない時代になっています。そのためには、普段の生活のなかで、廃棄物を有効な資源として活用する努力が必要です。

さて、災害当時の北海道の組織ですが、「檜山支庁」というのがありました。今では「檜山振興局」という名称になっており、上部組織として、「渡島総合振興局」という体制になっています¹⁸⁾。当時に戻りますが、支庁の中に地方部があり、その中に振興課がありました。振興課には、課長ラインと、主幹ラインという系列があり、トップはそれぞれが管理職です。残業手当があたらない管理職です。業務の中身ですが、課長ラインには、市町村係(町村の財政、交付金の算定が主務)、土地公害係、統計係があり、主幹ラインには、企画係と主査があり、この主査が防災を初め、何でもする部局です。当時は、宮田君がそう

でした。現在では、檜山振興局地域創生部地域政策課になり、地域政策、地域創生戦略が主業務となり、4人もの主査を配置し、さらに防災を担当する主査(部下が2人)、統計を担当する主査という体制になっています。

話を戻して、平成5年4月1日に、私が主幹ということで、発令され、当時主査だった宮田君と一緒に仕事をすることになりました。当時の仕事は、開発局函館開発建設部、北海道函館土木現業所、それから渡島支庁と一緒に、道路整備、街づくりという地域振興に係わる業務に携わっていました。「物語作り」ですから、檜山に「美味しいもの」(目玉になるものという意味)がないのか、「美味しい夢」を語ろうと、5月に今は無くなってしまった奥尻の「洋々荘」で会合を開催しました。楽しい頃の思い出です。そして、7月12日に事件が起きました¹⁹⁾。先ほど、竹田先生の報告にありましたけれども、午後10時17分、震度6強の地震です。支庁に駆けつけて、情報収集をして、本庁の防災課へ報告をしました。奥尻町からも救援要請があり、即、自衛隊や海上保安庁への派遣要請と救助要請をしています。また、報道機関から問い合わせ(取材)が殺到し、対応が大変でした。さらに、ボランティアからの要望としては、どうすれば島に渡れるのかという問い合わせがありました。その後は、救援物資ですね。山のように送られてきて、道の関係者は、その仕分けが大変だったと聞いています。後ほど、竹田彰君の方から、説明をしていただけるかと思います。

15日には、ヘリで奥尻に状況確認に行ったわけです。特に仮設住宅については、道本庁の生活福祉部から職員(後に8人の精鋭部隊と聞きました)が、島に来ており、独自に調査を行い、仮設住宅の必要戸数を330戸作ったということになっていました。18日に発注して、27日には避難所から仮設住宅に移れるということになりました。とんでもな

いスピードで仮設住宅ができたということですが。そのほかにも、水道整備や、廃棄物処理に関しては、保健環境部からの職員が、独自に調査をしていました。配水管や送水管が壊れて穴が空いちゃってますんで、水が届かない。火事が大きくなったのも、そのせいかなという感じがあるんですけども…。予想も想定も何もできない状況でしたから…。それと、報道関係ですね。300人もいるおかげで、報道連携がしっくりといかないのが、誤報道の元になるんですね。これが頻発しました。テレビでも謝罪をしていました。あとは、ボランティアですね。なんでこんな話をするのかというと、支庁では把握できない人数が島に渡っていたからです。フェリーターミナルが津波に巻き込まれ、埠頭に止めてあった車が全部沈んじゃったため、海底が浅くなって、フェリーが接岸できない状況でした。支庁の許可なく、島に渡ることができないはずなんです。我われの支庁を経由していない人数というのは、把握できていないんですね。支庁としては非常に困るという実態がありました。それで18日になって、私と宮田君とですね、もう1人村井君が、奥尻町へ情報収集に、長期の派遣を言われました。とりあえず行ってこい、と（なんとも言われなかったな、あのときね、無期限だよな）。そして、7月31日にですね、町長の意向によって、遺体の搜索の終了宣言をしると、そうでないと、イカ釣りにもいけない、ということで、8月1日に、イカ釣りの許可が出ました。だけど、誰も行かなかったです。8月10日まで行かなかったです。それから、救援物資ですね、郵政省がタダで送ると言ったもんですから、いろんなものが来ちゃって、道職員が総出で仕分けをした大変な思いをしています。その後の我われの仕事ですが、被害状況の確認、復旧計画の作成というのが、私どもの作業になったということになります。義援金の使途の作成と復興計画との整合、見舞金の配付もで

す。「さあ、帰ろう、もうそろそろいいのかな」と思った10月1日に、町長に「お前残れ」と言われてですね、町職員になってしまった訳です（「お金は十分やるから」と言われましたね）。翌年の平成6年からは、いよいよ土地を買わなきゃなんないということになって、これは、私のやれることではないんですね、道から助っ人に来てもらいました（4月1日と記憶しているのですが…）。それが、神谷君であり、千葉君であり、もう一人土木建設工事の積算設計をやる高橋君です。彼らが来てから、いろんな作業が始まったということです。以上で私の紹介です。

竹田彰氏（元・奥尻町職員、奥尻町災害復興対策室調整課企画係長。以下、竹田彰氏）：

自己紹介ということで、前の人が長すぎるので、私の方は、短くいきたいと思います。その前に、昨年9月に、胆振東部²⁰⁾で犠牲になった方々のご冥福をお祈りします。私は今ですね、奥尻町で「語り部隊」の一員として災害を語っております。これは、（北海道）南西沖からずっと「語り部」ということではなくて、8年前の3.11（東日本大震災）以後にですね、全国から、東北三県だけからではなく、マスコミも含めて、奥尻詣が始まりました。地震、津波、台風ということで、奥尻ということで、自治会、行政の人間、それから各議員、NPO、いろんな方々が来ました。役所の方で僕より上がOBになっておりますので、説明する人がもういなくなり、私の方に白羽の矢が立ちました。視察団の人数が多く、「語り部隊」を作らないとダメじゃないかということにより作ったんです。僕自身、住民合意だとか、街づくり計画だとか、災害救助法の関係だとか、いろいろ携わったことによって、また質問も研修も僕の方に殺到したというのが実態でした。今は、3.11からですね、ちょっと熱が冷めて、視察団も少なくなったんですけど、また、熊本地震、それか

ら、瀬戸内海の集中豪雨，そして、昨年の胆振東部ということで、マスコミ等々，それから自治体の人たちも，少ないですが，研修や視察に見えております。また，今年は，「世界高校生津波サミット」というものが北海道であります。そして，津波サミットですので，一応，当時の高橋知事がですね，津波だったら，奥尻町で，ということで，奥尻の方にも，世界の高校生が何人か来る予定になっております。今それにちょっと力を入れようかなと思っております。以上です。

宮田康宏氏（元・北海道職員，檜山支庁地方部振興課企画室室長として奥尻町に派遣。以下，宮田氏）：

続きまして3番目で，私は，宮田と申します。一番最初に，当時の渡部室長が，時系列で分かりやすく説明していただいたので，私としては助かっております。職員の派遣というのは，さっき渡部室長が話してくれましたとおり，大きく分けると二段階になっていまして，私と渡部室長と村井君の3人が先ず奥尻に出かけたのが，7月18日から9月30日という2ヶ月半の期間が第一段階，これは，災害発生当初の災害情報の収集というのが，一番大きな眼目だったと思います。第二段階が10月1日以降の職員派遣で，私と村井は帰りましたけれども，地方自治法に基づく職員派遣要請が奥尻町からあって，渡部室長が，町職員・道職員として，町に派遣されて，災害復興対策室長として仕事をしたということです。10月1日以降は主に，災害復興対策ということに力点があったかと思えます。

私がいまして2ヶ月半は何をしたかというところでですね，災害が発生した地域地域で，それぞれ特殊性があるんだと私は思うんです。奥尻の場合，何が災害発生当初にですね，必要だったかという点，当時の真田支庁長と越森町長の間でやりとりがあって，町長は今一体何が必要なのだと，町長は，水と人だという

話でした。「食べ物是要らないから，水をくれ」と。もう一つ，人というのは何かというと，奥尻町役場の職員自体が被災者なのだ，奥さんが津波に流されたとか，家が全壊した，半壊した，と。そういうなかで，役場で仕事をしているうえに，300人を超えるマスコミの方が，当時はネットもスマホもありませんから，公衆電話だって何機もありません，電話があるのは役場です。役場にマスコミが殺到して，電話を全部押さえちゃうんですね。そうすると，役場の職員の方というのは，仕事ができない。加えて，奥尻町の防災無線の中継基地が稲穂にあった。アンテナが塩水をかぶって，防災無線が使えなくなっちゃった。かつ青苗とは，島の一番南に青苗があって，奥尻本町とだいたい15キロくらい離れているのですが，交通が遮断されているし，災害でいろいろなものが雑多になっていますから，連絡が取れない。奥尻町役場自体は，人はいるんだけど，目と耳と手と足がない，という状況。町長は，「とにかく助けてくれ」ということで，支庁長に応援要請があって，渡部室長と私と隣の係の企画係の村井君の3人が，「お前らとにかく行ってこい」ということで，「町長の指示のもと，助けてこい」という白紙委任を受けたような記憶があります。「何をしてこい」ということよりも，「とにかく行ってこい」と。私がやったのは，捜索機関，青苗に集中していました，青苗が一番被害が甚大で，そこに捜索機関が集まっていた。警察もいれば，陸上自衛隊もいれば，海上自衛隊，それから航空自衛隊，海上保安，いろいろなものがいたんですけど，横の連絡が全くついていない。それを上手に束ねる司会者が必要だった。青苗に行くこと自体が命がけで，職員がなかなか行けない。ということで，私が支庁の林務課のジープをフェリーに積んで持って行って，夜の6時からブリーフィングがあるんですけど，暗闇の中，青苗支所まで行って，捜索機関のすごい偉い方で

すね、今だったらとても会えそうもない方々が、「今日、私たちは、この地区で搜索をして、何人の遺体を収容しました」という報告をいただくとともに、逆に搜索をしていくなかで、こういうことが搜索に必要なから、町の方や道の方で手伝って欲しい、たとえば、瓦礫や漁網が多すぎて、下（海中）に潜れないんですね、そんな話を逆に、搜索機関からいただいて、持ち帰るというような仕事をさせていただいておりました。本来であれば、情報通信手段、そういうものが、きちんと機能していれば、そういうことも必要なかったと思うんですけども、発生当初は、そういう状態だった。で、私が、7月18日に奥尻町役場に入って、一番先にしたものは、町長室に入って、ハウキとちり取りを使って、まず割れたガラスをゴミ箱に集めて捨てたということから始まって、何でもやりました。

身分的には、当時の災害担当というのは、土木現業所だったんですね。ですから、ハード中心で、道路や河川の復旧ということで、土木現業所がやっていたんで、それじゃあ、お前ら、函館土木現業所江差出張所奥尻事業所というところに発令するから、行ってこい、という辞令をもらって、3人で行って、とにかく町長の支配下に入って、とにかく役場を助ける、というような命令を受けて、私どもは行きました。一応、発令を受けたので、奥尻町役場で、住民票を取りまして、奥尻町民にも、ならせていただきました。若干2ヶ月半で私は檜山支庁に戻りましたけれども、その後は、10月1日以降、室長が島に残ったというようなことです。災害の復旧復興にあたっては、奥尻の場合も、100億を超える義援金をいただいたり、あるいは短期間のなかで、多くの犠牲者を収容できたのは、まさにマスコミの方、搜索機関のおかげ以外の何ものでもなくて、その感謝の気持ちは今でも変わってはおりませんが、地元役場のキャパってのは厳然としてはあるわけで、そのキャパと

どうやって災害支援を上手く結びつけていくかというのは、なかなか難しい問題だというふうに、私は当時感じました。渡部室長に続いて長くなりましたけれども、自己紹介を終わります。

神谷裕一氏（元・北海道職員、奥尻町災害復興対策室用地課長。以下、神谷氏）：

私、紹介のありました神谷と申します。当時、北海道網走土木現業所用地課で用地専門員として勤務し、用地の経験は8年でした。平成6年3月に奥尻町派遣の内示をうけ、4月には奥尻に赴任しました。最初に用地処理の概要を聞かせてもらいましたが、まず思ったのが相続の件数が非常に多いということでした。羽幌町の焼尻島で用地処理の経験がありましたので、離島で相続の数が多いことは想像していましたが、これほど多いとは想像していませんでした。これまでの経験上、農村部の用地処理では、ほとんど相続未了の土地はなく（農地には、抵当権が付いているものですから、土地所有者が、はっきりしているというのが常態でした）、漁村地区の特徴かなと思っています。

私たちの任期は2年間と決められていましたので、直ぐ始めたのが戸籍関係の追跡でした。不安はありましたが、私の他に用地課には用地係長として派遣された千葉君がいて、千葉君の力が大きかったのですが、翌年の10月頃には、ほとんどの土地の買収が終わり、埋め立て造成工事の終わった宅地を一部ですが、住民の方に売却出来るようになり安心しました。

私の感じたことですが、用地買収、相続等がスムーズに進んだのは、やはり被災した青苗の中継のインパクトが大きく、被災した青苗の復興を支援したいという、島外の地権者や相続人の方の思いがあったからではないでしょうか。以上です。

竹田 (恒) :

ありがとうございました。それでは、私の右手にいらっしゃいます、定池先生から、自己紹介いただきたいと思います。

定池祐季先生 (東北大学災害科学国際研究所助教。以下、定池先生) :

皆様、こんにちは。東北大学の定池と申します。私は剣淵町の生まれで、父の転勤で奥尻に住んでいるときに、奥尻の子どもとして、北海道南西沖地震を経験しました。なので、私の卒業小学校は、奥尻小学校です。その後、そういった経験がもとで災害研究を志して、今、東北大学におります。それ以外に、厚真町の防災アドバイザーを務めていたこともあり、胆振東部地震の発災後、のべ100日くらい、厚真に通って、今に至るまでお手伝いをさせていただいております。先ほど最初の方に、足立先生と竹田先生が、私のことをやたらめったら持ち上げて、第一人者とおっしゃっていましたが、そんなことは全然ありません。奥尻に暮らして生活経験があるということと、特に北海道で災害が起こったとき

に、現場に入って、役場やボランティアセンターなどに行って、災害対応のお手伝いをするとか、ボランティアの方と一緒に泥かきや水運びをするとか、そういったところを含めて、現場に入らせていただいています。竹田先生のように理論的な整理というのはあまりできないのですが、どちらかという、北海道ではあまりいない、現場の声を届けようとする者として、活動させていただいています。なので、現場感覚を持つ専門家の端くれとして、自己紹介で出た話を勝手にまとめさせていただきます。今のお話から、パネリストのそれぞれのお立場は、初動とか応急といわれる、発災初期の困りごとから、復旧復興に差し掛かる時期に、それぞれ従事していただいた方と、竹田さんは、町職員として、もともと役場の職員として従事されていたし、その後も、復興の後の町の行政に携わっていた方ということでした。【図23】

お話を聴いて、発災初期の困りごとって、支援者の方々から見て、こうだったのだな、ということがわかりました。先ほど、宮田さんがおっしゃっていた、7月18日に至るまで

パネリスト

- 北海道職員として奥尻町を支援
 - ・渡部和正氏 (H5.7.18~9/30 松山支庁
10/1~奥尻町災害復興対策室長)
 - ・宮田泰宏氏 (H5.7.18~9/30 松山支庁地方部復興課企画室主査)
 - ・神谷裕一氏 (H6.4~ 奥尻町災害復興対策室 用地課長)
- 奥尻町職員→語り部
 - 竹田 彰氏 (奥尻町災害復興対策室調整課企画係長)
- 奥尻の子ども (当時) ・災害研究者 ・被災地支援
 - 定池祐季 (東北大学災害科学国際研究所)

【図23】 (定池祐季先生 提供)

町長室のガラスも片付けられていない状況だった、というのは、混乱状態の象徴的なことだからだと思います。さらに、水と人が足りないし、島外へも島内同士の通信もできていなかった。島内各所で交通が寸断されていた。竹田さん、そうでしたよね、最初は自転車で行き来していくのもやっとでしたよね。職員は、職員の家族も被災していた。そもそも役場職員のキャパシティを超えた事態で、人が足りないと町長から言われた、と。宮田さんは、最初、支援機関同士、捜索機関同士の連携が取れていない、ということで、現場のブリーフィングに参加されて、状況把握をして、町や道などにもお伝えいただいたし、そこで捜索機関で困っていること、情報だけではなく、ニーズも拾い上げて、その調整もしていただいた、ということサラッとおっしゃいました。胆振東部地震では、応援県同士で調整してくれている様子を見たりしていました。北海道南西沖地震当時は、どこが調整するかという役割が明確でなかったときに、宮田さん達は、道、檜山支庁から、ある程度の柔軟に動ける人として、とにかく行ってこい、

というかたちで派遣されて、現場の困りごとを汲み取って動いてくださった。私は当時、そういったことは見えていなかったのですが、お話を聴いて、こういう方々が来て下さって良かったと思いました。【図24】【図25】

竹田（恒）：

ありがとうございました。

それでは最初に、渡部さんと宮田さんが、「とりあえず行ってこい」というかたちで奥尻町に行き、ところが、その時点ですでに、本庁の生活福祉部を中心とした職員が、仮設住宅の建設などのために島に来ていた、ということなんです。仮設住宅は、一部とはいえ、約2週間で建設できました。本庁職員がどうしてスピーディに動けたのか、あるいは、どう動いたのか、以前にお話を伺ったときにもびっくりしたのですが、それはなぜなのでしょうか²¹⁾。

渡部氏：

細かくは言ってないのですが、まず、被

発災初期の困りごと（道職員派遣初期）

- ・ 町長室のガラスも片付けられない状況
- ・ 「水と人が足りない」（奥尻町長）
- ・ 島外への通信、島内の通信困難。
- ・ 島内各所で交通寸断
- ・ 職員や家族も被災
- 役場のキャパを超えた事態
- ・ 支援機関同士の横の連携が取れていない
- 捜索機関のブリーフィングに参加し
- 状況把握と、捜索機関からの要望持ち帰り
- 柔軟に動ける人材に助けられた

【図24】（定池祐季先生 提供）

松山支庁のサポート

- ・ 松山支庁は全面的にバックアップ
- ・ 3名の派遣職員 (7/18~9/30) →本庁へ要望
- ・ 振興局に戻った後は、当初からの後方支援部隊と一緒に役場のサポート
- ・ 宮田さんは遊撃隊的存在。
- ・ 道からも聞かれたり頼まれたり
- ・ 後志支庁との連絡調整も
- ・ 復興基金条例は企画係がひな形作成

【図25】(定池祐季先生 提供)

災が起きてすぐに関係部局、特に災害救助法²²⁾の所轄部局である生活福祉部、ここから、とりあえず8人を島に送り込んでました。先ほど言いましたけれども、支庁の方ではまったく分かりません。どこから行ったかも分かりません。多分、想像するに、乙部の港から、台船か漁船をチャーターして行ったんだと思います。300人もいる新聞記者も同じだと思います。ただ、NHKの記者は別の取材でたまたま島内に居ました。ですから、一番最初に火災の報道とかをしたのもNHKなんです。それから、水道事業の担当セクション、廃棄物の担当セクションの職員もですね、いつ入ったのか全く分かりません。ただ、13日には、島内に入っているんだと思います。で、生活福祉部の方は独自にその調査をしてですね、町長の方に、町長は会ってない、と言ってたんですけど、330戸、300戸プラス30戸で330戸のですね、仮設住宅を既に18日に発注してました。こんなに早く良くやったなと思います。災害救助法を所管しているセクションが独自に動いた、ということですね。だからもう、知事とかなんかももう、いちいち構っ

てられるか、という時代があったんじゃないですかね。そんな連中がいた時代です、平成5年は。とにかく本当に、情報の取りようがないんですね。携帯もない時代ですから、電話しかないんですね。それで、電話が切れると、防災無線しかない。だから、一方向の連絡しかないんですね。我われが要請をしても、本庁から何も戻ってこない、そんな感じですね。「報告だけは早くせよ」と、「うるせー、この野郎」と、随分喧嘩したもんですけどね。

竹田彰氏：

今、渡部さんから、仮設住宅²³⁾の話が出たんですけど、当時は、いち早く生活福祉部が動いて、すぐ発注行為をしたんです。町としては、何軒、何人、何戸の仮設住宅が必要なのか、情報として求められました。その答えとして、全壊したのは、300戸なので、まず300戸、さらに30戸プラスして、330戸ということだったのです。このときの災害救助法では、仮設住宅は、三割なんですよ。だから、100戸必要だったら、30戸しかできな

いんです。このことを、青苗中学校の教室で、被災者の人たちに集まってもらって、説明をしたんですよ。丁度、NHKが映像で撮っているのですが、「なんだー」と、「なんだ、この野郎」って、胸ぐらを掴まえられて、「誰だ、そういうこと言うのか」って、そういうシーンが全国放送の映像に出て、全国からの意見として、住民の人たちが、こんなに怒っているんじゃないか、ということがすぐ、あつというまにもう、そういう苦情が殺到しました。今は、SNSみたいなものがありますが、当時は、電話だけだったのです、そういう苦情が殺到しました。そのときには、町長が、当時、災害救助法の所管だった厚生省に行って、厚生大臣にも、檜山の支庁長にも陳情をして、なんとか、10分の10でもって、100%の仮設住宅を建てて欲しい、という陳情行為をしている段階で、まだ返事をもらっていない段階なのですが、道庁は、もう多分、100%になるだろう、という予測で発注行為をしているのです。これは、今では信じられないやり方ではないかと思うのです。そういうタテ・ヨコの繋がりをもっていった時代だったということ認識しておいてください。奥尻が、10分の10だったので、その2年後にですね、1万戸の仮設住宅が必要な阪神淡路でも、1万戸の仮設住宅の整備、東北大震災でも、もちろん2万戸、3万戸でも、10分の10で整備されています。なおかつグレードの高い仮設住宅が、今は、良いですよ、ということになっている。法律も、そういう状態で、大きい災害の場合は動かしていく、というのが、私たちが実感しています。

竹田（恒）：

ありがとうございます。今、仮設住宅の件でいうと、いろいろな報告書の中では、仮設住宅用に提供できるような、そもそも居住先の民間の貸家が少ない状況で、それから、町営住宅も空きがない、と。仮にそこで、

仮設を100%作れない、ということになると、島外にその段階で出ていってしまう人たちがけっこういたのではないかと。それが最終的に、そのまま島外で留まってしまうということになる、ということが起きなかった、と。一つのきっかけは、そこにあったのではないかと、という報告書とかの記述もあるように思いますけれども。

竹田彰氏：

簡単にいうと、当時「仮設住宅」という言葉すら、被災者の人たちは知らないのですよ。それで2日か3日後に、フェリーが出た時点で、函館にいる自分の子どもたちのところに避難したり、都会や、親戚が呼んで行ったりするんで、その段階で、仮設住宅が必要ですかという連絡ができなくなった、ということもあります。それと、震災の後って、100戸必要だったら、100戸作らなきゃいけない状態なんです。今みたいな「みなし仮設」だとか、ああいう言葉ありません。とにかく、全部作るんだ、という考えですね。だから、変な言い方だけど、札幌に避難している方でも、仮設住宅が建つんだったら、「私入ります」と言ってきます。そして、仮設住宅に住むんです。

竹田（恒）：

定池先生、ひとつ良いですか。仮設住宅の、これが良いことなのか悪いことなのかは別として、いろいろな災害があるたびに、どんどん改良していったり、あるいは、いろんなタイプが生まれてきていますよね。現在、厚真または安平・むかわで使われている仮設住宅と、当時の奥尻の、「ベニヤ板1枚の壁」ともいわれた居住空間の違いというのは、どんな感じなのですか。

定池先生：

はい、分かりました。その前に、ちょっと

整理させてください。聞いた話をただ書いていただけなので、間違いがあるかもしれないですけど、多分、大体こんなことを今おっしゃっていた、と思います。【図26】

先ほど、竹田彰さんが、船が復旧したら、島民が外に出て行った、という話しがあったんですけど、7月12日、北海道南西沖地震が発生した日は、観光シーズンが始まっていたので島に滞在していた観光客の方もいて、そういう方々は巡視船などで順次、帰れるように、という支援がなされました。お話にも出ていたように、港が被災して、車が落ちていたりするから、まず港を片付けないと船が出せない、というので、フェリーが復旧したのが、発災から3日後、7月15日から本格化して、臨時便が出て、少しずつ平常の運行ができるようになっていって、最後に運行ができるようになったのが、飛行機だったんですね。私も、父が搜索とか手伝いについているから、「面倒を見れないから、親戚の家に身を寄せてくれ」と言われて、フェリーが復旧してから、夏休みの間、祖父母の家に預けられていました。多分私も、竹田彰さんが

今おっしゃった時期に、家は残っていたけれど、島を離れた1人なんです。でもその時期、フェリーの臨時便が出てきた時、7月15日に、技術者3名が道から派遣されて、避難所を回って、聞き取りをしていって、およそ300戸、後に330戸という建設戸数が出ていって、それで発注ができた、と。救助法もっている部署が、渡部さんとかの与り知らないところで動いてくれていた、という話が出ていました。救助法の話や建設の上限とかはあれど、道がかなり気を利かせてくれたこと、発災から一週間で仮設住宅の発注はすごい話で、胆振東部地震では、仮設住宅の建設が始まったのは、発災から1ヶ月弱で、住めるようになるまでにさらに1ヶ月ほどかかるので、仮設住宅への入居が始まったのが、11月1日です。竹田先生がご質問いただいたように、仮設住宅とは課題はありますが、内装、設えの部分とかも、もちろん向上しています。新潟中越地震の被災地で仮設住宅を作るときに奥尻に問い合わせがあったと聞いていますし、胆振東部地震では、今までで一番性能の良い断熱機能を備えた住宅が設計され

Q.スピーディーに仮設建設できたのは？

- 生活福祉部がいち早く動き、発注をした。
- 応急仮設住宅建設支援のため、7月15日に技術者3名を派遣。
- 延べ18名が330戸の仮設住宅建設のための現地調査、設計、建設指導にあたった
- 災害救助法を持っている部署が主体的に動いた。
- 当時の災害救助法では1/3しか建設できないという規定。青苗中学校でその旨説明したら住民が声を上げる。その姿をNHKが放送。
→苦情が殺到
- 松山の首長が陳情。
- 道はその最中に100%建設するという見込みで発注。
- 阪神・淡路大震災以降の災害で10/10建設できるように
- 町民は「仮設住宅」というものを知らない。
- 奥尻は民間賃貸に頼れない。建てるしかない
- 仮設住宅があることで帰島した被災者も

【図26】(定池祐季先生 提供)

たと聞いています。ただ、断熱が良くなった分、一回暖まったら熱が逃げないので、気温が上がると暑い、という話が出ています。風除室の網戸や室内のエアコンは、道は設置できないという回答だったそうなので、支援団体による支援が入っています。奥尻の場合は、夏に仮設住宅ができたので、その後寒くなって困りごとがでてきたときに、風除室を付けるという対応を柔軟にされた、と聞いています。胆振東部地震の仮設住宅には、風除室は最初から付いています。ちょっと質問にすべてお答えできていないかもしれませんが、以上のようなかたちでお伝えします。

竹田（恒）：

ありがとうございます。断熱性、つまり暖房の点では、良くなっているけれども、それは、むしろ熱が籠もってしまう、ということにも…。

定池先生：

仮設住宅を決まった費用のなかで作ろうとすると、1Kだとベッドを置いたら物を置くスペースも少ないとか、広さの問題があったりします。暖房も、東日本大震災の被災地では、付いている空調がエアコンで、ストーブは付いていないから、冬になったら、本当はダメなんだけれど、暖房代がかかるから石油のポータブルストーブを点けると、結露に困る、なんて話もありました。今の北海道の仮設住宅は、ポータブルストーブが備付になっているので、冬は灯油を使えます。逆に、最近北海道の夏も暑いので、一旦暖まると熱がなかなか逃げないという高性能ゆえの不便さがでてきました。風が抜けないと困るけれども、1Kの仮設住宅では窓が一個なので、風除室と玄関のドアを開け放たないと、風が抜けないのだけれども、風除室に網戸がついていない。このまま風除室を開けてしまうとペットが逃げちゃうとか、防犯面で怖いというような痛し痒しの状態が常に続いていて、



そのたびに、改善をしていただいているような状況だと認識しております。竹田彰さん何か言いたそうですね。

竹田彰氏：

仮設住宅をずっと20何年間、阪神淡路から中越から熊本から見てきているのですけれども、私たちのときは、その2年前の雲仙なんです。雲仙と同じような仮設住宅、要するに、木組みを建てて、ポンポンって建てて、プレハブをポンって置くようなかたちですね。そういう仮設住宅なんだけど、当時ですね、「仮設住宅だ、すごい良いのができた」と、「私も入りたい」と、そういう人ばかりでした。だから、100%皆、手を挙げた人たち全部、仮設住宅に入居しました。もうこんな避難所にいるよりも、はるかに仮設住宅が良い、と。ところが、その後の仮設住宅において、阪神淡路では、エアコンが付いたとか、今度は、エアコンが標準仕様になったとか、それから、東北では、基礎まで作ったり、三階建てまで作ったり、二階建てまで作ったりする。もうグレードがすごく高いし、スペースもある、ああいうのを見たらね、凄いと思います。というのは、仮設住宅と言えども、リース契約なんです、あくまでも。災害救助法で、2年でもって、リース契約、要するに、自分たちの財産ではないんですね。あくまでもリースだから、返さなきゃいけない。撤去日まで含めたリース契約をしているわけだから、それが2年です。だから、(被災者への)説明のときに、「2年で返さなきゃいけない」と、「2年間しか住めない」と説明すると、また文句ですよ。もうね、「なに！」って言うんですよ。というのは、奥尻の人たちは、過去の災害の仮設住宅の映像を見たことがないんですよ。だけど、阪神淡路でも、東北でも、今までの過去の映像をこれまで見てきているから、2年と言っても、怒らないんですね。「あー、そうなのか」と、「4年も5年も住めるよ

うにして欲しい」と、「あ、してくれて、ありがとう」と、こういう状態ですよ。(奥尻の)当時は、2年なら2年でダメと言ったらね、もの凄いお叱りだったですね。「じゃあ、街づくりをね、2年経てば、家を建てられるようにしろと、それが条件だ」と、そういうことを言われた時代でした。今ともう全く、仮設住宅一つにしても、言葉一つにしても、全然違うなという認識をもってあります。

定池先生：

今の胆振東部の被災地でも、仮設住宅に入居できて安心だけど、ここからまた2年というカウントダウンが始まる、というのが、住民の方々の不安材料でもあります。分かっているからこそ、役場の方も、2年で出れるようにと、同じように頑張っておられますが、阪神淡路とか東北を見ると、延長されていくんですよ。

竹田彰氏：

僕は、今の胆振東部の仮設住宅は、映像でしか見たことがないんですけど、きっともう延長だと思えます。そうすると、その延長の経費をかけて、なぜかという、2年以上耐えられる建物にしなさい、というのが、また言葉的にあるんです。うち(奥尻)は、3年間にした、1年間伸ばした経緯があるんですけど、建築基準法でもってですね、基礎周りでも良いから、頑丈強固に(補強)することになりました。そういうかたちで、お金をかけて、仮設住宅をリフォームして、1年間更新した経緯があります。だけど、今の胆振東部だったら、そういうことはないと思えますね。3年でも4年でも住めるよ、と。そういうリフォームをしなくても、いくんではないかと思っています。

竹田(恒)：

仮設住宅に入ると、2年という問題が出

てくるんですけれども、逆に言うと、2年でなんとか目処を付けないといけないという話しが出てくるわけですよ。新しい集落をどう作るか、ということ、あるいは、作り上がった時点が、理想的なことをいえば、2年目のタイミングでないと、仮設から出て住むということにはならないですよ。

竹田彰氏：

基本的にですね、災害を受けたら、そんなに長くね、避難所だとか、仮設住宅に置いちゃいけないというものがあるわけで、災害復旧のときには、3年以内です。たとえば、防潮堤一つ作るのにも3年以内で作りなさい、ですね。道路、河川なんでも良いから、ハード面であろうと、3年以内に復旧整備しなさい、というのがあります。災害救助法で、仮設住宅は2年と、これは変えてないんですよ。法律的には変えてないんです。

竹田（恒）：

まず、(仮設住宅を)建てますよね。その後、3ヶ月後に検査をして、その後、OKが出れば、そこから2年間。そこで終わり、というのが、建築基準法の原則です（85条）。2年という言葉は、多分、建築基準法から出てくるのかな、と思うんです。

竹田彰氏：

災害救助法でいう仮設住宅は2年です。2年という言葉。なんで、2年かという、建築基準法から引っ張ってきています。

竹田（恒）：

ありがとうございます。そうすると、今度は、避難所にいるときに比べれば、仮設に移ってからは、それなりにプライベートの空間が一応確保できる、と。

竹田彰氏：

もちろん。

竹田（恒）：

そうですね。そうすると、そこから次のことを考えようか、という話になるのでしょうか。あるいは、タイミング的には、10月あたりから、奥尻町に道庁から構想案の提示があって、10月1日以降、動き出すということになりますけれども、構想案が示された、というのは、タイミングとして早かったんですか。

竹田彰氏：

なんでもそうなんですけど、すべて、並行に進むことがあるんです。土砂崩れが起きた場合、これを除去するのに、まずは測量してから、次のステップに行きます。それと同時にですね、プロジェクトを立ち上げて、街づくりの基本構想を作ることになります。それが並行して行って、金目を弾いたものが、ドンドン積み上がってきて、総金額を出すことになります。その中で、漁港は、港湾は、道路は、という構想のなかで進めていきますね。そして、基本構想として、高台移転にするのか、一部移転にするのかを、道庁の方で詰めて、案としては、青苗地区については、高台移転ということで進めたのです。その他も各セクションで並行して、いろいろな詰めをやっていっている、という考えです。

竹田（恒）：

だから、逆に、時系列で整理しようとする、絶対に整理できないなと思いつつながら、読んでたり、まとめてたりするんです…。

竹田彰氏：

当時のなかでも、水産部は、水産部の作業行程ですね。生活福祉部、建設部、土木部、

いろいろなところで、作業をやっているんですよ。それを、一つの時系列でまとめるという、そういうセクションがあるのだけど、水産部は水産部でガンガンガン動いています。

竹田(恒):

ありがとうございました。

10月から、渡部さんが室長として来られて、辞令は当然、越森さんから受けたわけですよ。奥尻町職員として。そこから、具体的には、どういうふうに、説明会を設定して、どう説明したか、ということ伺いたいんですけれども。

渡部氏:

竹田先生の資料の19頁にあった、10月19日、10月28日、11月22日に、これ、意思決定ということで書いてありますけれども、住民説明会です。青苗に行き、こういうことでやるけど、どうだ、という話しをしていますね。どういう構想でやるか、という説明ですね。全戸移転するか、それとも、一部高台で良いのか、というところ、どっちを選ぶ、という感じですね。意見はイロイロ出るんですよ。200人くらいいますからね。ただ、言いたい人が手を挙げるだけなので、最終的には、町長が「手を挙げる人は、どうなんだ」という話しをしてですね、「いや、もう町の考えで良い」と、(町長は、)「じゃあ、やらせてもらう」と。こういう会議ってというのは、声の大きい人が勝つんですね。最初は、結構、反発もあったんですよ。だけど、最終的には、町の考えで、その防潮堤の後ろを埋めて、そして土地を使えるようにするという事です。さらに、その防潮堤の裏を埋めるにあたって、どういう工法があるのか、力学的に大丈夫か、という検討を進めることとなります。ダイク(堤)というのと、ウォール(壁)というのでは、全然発想が違うんですね。土

の量も違いますね。コンクリートの量も違いますから、計算を含めて、ウォールである水産庁のブックエンド方式でやるということになりました。ですから、この10月・11月は、住民との合意ですね。こういうことでやるんだけれども良いね、という確認ですね。

竹田(恒):

確認させてください。全戸にならなかった、一部になったのは、何が大きかったのですか。やっぱり、人が動きすぎる、あるいは、ドラスティックな動きが出すぎる、ということでしょうかね。

竹田彰氏:

こういう住民合意するのはね、やっぱり、基本的には全員賛成なんです。全員賛成。そうでない人の意見が出てくると、もうダメなんです。逆に、「全戸移転賛成ですか」と聴いて、「ダメだ」、「そういう街づくりはダメだ」、「俺は漁師なんだから、低地部の方が良いので、低地部に家を建てさせてくれ」という意見ですね。こういう人が多くなってきたら、行政とすれば、全戸移転は止めよう、となります。では、次の案は何があるか、と考えますね。道庁の方は、全戸移転も考えているけど、一部移転も並行して考えてきているんですよ。だから、全戸移転がダメになったときには、「こういうのでどうだ」と案を出せるようにしているんですね。それが、一部移転です。一部移転に伴う防潮堤を整備することになります。全戸移転の場合には、防潮堤は要らないとなりますね。こういうかたちで、ドンドンドンドン計画上、作るんですよ。

竹田(恒):

さきほど、事前に皆さんにご覧いただいたんですけれども、防潮堤を作っちゃうと、その裏の窪地というか、(土地が)へこんでし

まって、そのままだったら、そこからは海が見えない、という状況になりますけれど、防潮堤の建設は嵩上げが前提だった、ということになりますか。

竹田彰氏：

言葉で説明するときに、やっぱり防潮堤という言葉だけがいくんで、具体的にですね、こういうふうにするんだ、こういうふうなかたちになるんだ、高さがこうだとか、そういうものよりもですね、防潮堤をやると、津波が来ても防げるんだよ、そして、こういう街づくりができますよ、という説明なんですよ。そして、具体的にいうと、防潮堤を作り上げていく段階で、海が見えなくなったとか、ちょっとコンクリートだらけになった、景観を壊すだとか、こういう意見も出てきます。だから、一番最初は、やっぱり、街づくりに防潮堤が必要であり、津波から財産を守らなければいけないので、ここの場所は、こういう工法にします、こういうかたちにします、ここは11メートルの高さが必要なので、海は見えなくなりますが、防潮堤の効果が期待できるので、6、7メートルの高さになります。さらに、裏側を土盛りすることにより、造成をすると、高さの違和感が5メートルぐらいしかないですよとか、こういう説明でクリアしていきます。

竹田（恒）：

ということは、防潮堤は、最初は、必要なんだ、という必要性を、まず言うわけです。それは、行政としては、住民の安全・生命ということを考えたときには、その必要性は絶対に言わなければいけない、ということですよ。

竹田彰氏：

被害にあった集落が全戸移転だったら、防潮堤は必要ないわけです。まわりに道路だと

かあるけど、集落を守るのに、全戸移転だったら、防潮堤は低くても良いだろうということになります。その前提が崩れると、一部移転であり、低地部に街をどうやって作ろうかとなります。そうすると、防潮堤が必要になってきます。人心を安心させるためには、津波を防ぐものが防潮堤なんだから、防潮堤を作れ、という声が多かったんです。むしろ街づくりができないのであれば、防潮堤を早く作れ、という声が大きかったですね。

竹田（恒）：

ありがとうございました。

防潮堤を作って、というのが、青苗1区から4区の方なんですけれども、5区の方の、あそこは三方が海に囲まれているので、避難の可能性も小さい、と。だから、全戸移転しよう、と²⁴⁾。これは、やっぱり行政の方からの問いかけもあったし、住民の方からも、そういう話が出てきたのですか。

竹田彰氏：

竹田先生のいう5区と言ったんですけど、5区というのは、青苗の最南端で、80戸くらいあったんですけど、全部10メートルの津波が来て、流失・全滅したところなんです。そして、行政の方は、5区の部分だけ、集団移転をしようと提示しました。50戸…55戸くらいなんですけど、集団移転をしたい、と。そこは要するに、集団移転の場所なんで、もともと危険区域なんです。防潮堤は、当時の考え方は、集落を守るための津波対策の防潮堤なんです。あくまでも。だから、海岸護岸、道路護岸とは違います。あくまでも津波対策なんだ、と。だから、危険区域で、そこに住まわせられないんだったら、そこは防潮堤は必要ないだろう、と。ただ、単なる護岸の片面ぐらいで良いだろう、と。こうという考え方です。

竹田 (恒) :

10年前の地震で津波²⁵⁾があつて、奥尻でも犠牲者の方が出て、一応当時は居住区域だったこともあつて、低いですが防潮堤が整備されてはいるんですよ。高台移転をすると、これは、まず、どこに移るか、という問題が生じます。場所の選定については空港があつた、というのが大きいのですか。そこから、インフラを引っ張ってこられる、というのが。

竹田彰氏 :

高台移転だから津波の来ないところです。そして、空いているところといったら、そこよりないんです。今で言う原野、牧場の一画なんですけど、海拔でいくと30メートルくらいの高さなんですけど、そこ一画ですね、そこ全部を高台移転の集落区画区域にしようという計画です。

竹田 (恒) :

そうすると、今度は、その動く方の新しい土地は、元々原野だから、所有者はあまり多くない。

竹田彰氏 :

いや、やっぱり相続発生のものもあるし、町有地だったり、国有地だったり、道(有地)も含めてね、すべて、そういう権利が発生しているところもあるんだけど。場所を先に決めるわけだから、場所はここだよ、という設定の仕方ですね。

竹田 (恒) :

高台移転をする、ということで、最初全戸というところから始まって、それだと難しいのではないかと、という話が出てきて、一部というところで、なんとか合意を得られた、と。一部であれば、低地部分は、防潮堤は整備しなければいけないだろう、ということになると思ふのですけれども、そうすると、高

台移転に賛成が得られた、一部移転に賛成が得られた、という決定的な理由というのは何だったんでしょうか。

竹田彰氏 :

当時の行政の考え方として、住民合意というものはですね、多数決で決めるわけじゃないんですよ。やっぱり一人でも二人でも反対の人がいたらね、住民合意にはならないですよ。それを説得させるために、いろいろ手を尽くすと、絶対首を振らなかつたら、もうダメだなというものもあります。逆にですね、人数が少なくても、リーダーの、トップとしてね、こちらの方を選ぶという、こういう行政主導型のものもあります。だから住民説明会の中では、「俺らやっぱり漁師だから、漁港の近くが良いのだ」とか、「そんな高台の馬・牛の小便臭いところに俺らを追い出すな」とか、そう言われると、行政的に弱くなっちゃうんですね。そこで町長は、「よし、分かったので、一部移転で行くぞ」ということになるわけです。こういう決断をリーダーはした、ということです。決断はリーダーですよ。あくまでも住民が決断したのではないと僕は思っています。当時の決断は、当時のリーダーが最終決断したと思っています。

竹田 (恒) :

10月や11月の段階だと、もう義援金がかなり来ているのではないかと、その配分がどうなるのか、説明会のなかで誰が何を言ったとか、そういうことが記録に出てくるのですけれども、そうすると、高台移転するにしても、新しい土地を買わないといけないわけですが、土地がいくらだとか、そういうことについての情報提供というのは、ずっとやってらっしゃったのですか。それが、逆に言うと、一部移転しても、なんとかやっていけそうだな、ということに繋がる、ということですか。それは、ストーリーを作りすぎですか。



竹田彰氏：

いや、竹田先生、単純なかたちですよ。要するに、計画素案のなかでね、全戸移転が先に来たのですが、全戸移転は無理だと、町は判断したんですよ。じゃ、一部移転でどうかたちが良いか、まず防潮堤を作ろう、こういうものを作ろうということです。特に、駆け引きは全然ないですよ。リーダーがもう一部移転、防潮堤を作ると決めたのです。まず防潮堤ってどんなものなのか全然分からないので、ときの議員さん全員がですね、岩手の田老町、当時の田老町にある防潮堤を見に行ってきた、これは、素晴らしい津波対策だと、町長に進言をして、町長も、一部移転で防潮堤を作ると、こういう結論ですね。

竹田（恒）：

移転するとなると、今度は、神谷さんにもお話を伺わないとならないんですけど、誰から、どこの土地を買うかということも、調査が必要になるんですけれども。たとえば、

北海道が土地を買うというのであれば、通常、測量をする、というのが一般的な処理の仕方だということですね。

神谷氏：

まず、事業計画というのがあるんですね。北海道の事業のやり方として、事業計画でまず定めて、それから土地の調査をして、どの人の土地が、とれだけかかるかというのを調査して、それから用地買収に入るというのが原則です²⁶⁾。

竹田（恒）：

ということは、この奥尻の場合は、用地買収をしてから工事を始めたのではなくて、起工承諾をとって、まだその土地は奥尻町のものではないけれども、工事に着手した、というの、必ずしもレギュラーでなかった、と…。

神谷氏：

例外ではありますが、当時、北海道の道路

事業等は、単年度事業であり、年度内で道路等の設計、工事の施工、支障物件の移転、用地測量、用地買収を行う必要がありました。そのため、やむを得ず概略の図面を作って地権者に説明し、起工承諾をもらい工事を行っていました。その結果、土地買収が最後になることがありました。

青苗市街地では、大規模な盛土工事等が予定されていて、用地買収が終わってからの工事施工では、時間がかかり、早急な復興のためには、この起工承諾での工事はやむを得ないことだったと思います。

竹田(恒)：

奥尻で用地買収を担当されたときの、これは他ではなかったことだなと思った実例というのは、何かありましたか。

神谷氏：

先ほど話しましたが、まず相続登記が必要な土地の多さですね。私が担当した道路や河川事業の土地買収では、主に農村地区であったこともあり、年に数件程度でした。それが奥尻では、全体の18%、件数で50件を超えていました。相続人の人数は、全部で500人を超えていたと記憶しています。

あと、相続財産管理人や財産管理人の選任が必要な事案が3件ほど、抵当権の抹消やそのための法務局への供託もありましたが、北海道で用地処理関係の要領を定めており、個々の事例は特殊な事ではないと思います。

特殊な例としては、永小作権が付いている土地1件と賃借権が付いている土地が1件ありました。これらについては、昔は確か居所で登記ができたということもあり、戸籍を辿ることができない事例がありました。それで町の顧問弁護士とも相談して訴訟を起こして、その判決で権利を抹消する方法を取ることになり、原告が奥尻町で被告の代理人を立てる費用も町で負担し、江差の地方裁判所(支

部)で裁判が行われ、私が証人として出廷して判決の確定後、権利の抹消登記を行いました。これが特殊な例かなと思います。

竹田(恒)：

抵当権の抹消登記請求ですかね。

神谷氏：

抵当権ではなくて、永小作権と賃借権ですね。抵当権は、付けた人が大体分かるんで、抵当権でも、相続の必要な土地がありましたんで、それは、正常の相続の手続きをして、抵当権を抹消した。特に記憶に残っているのは、1件、抵当権を抹消するために、死んだ抵当権ですね、生きている抵当権ではなくて、昔の抵当権なんですけれども、死んだ抵当権を抹消するために、相続人が50人を超えるような件があったと、そういうふうに記憶しています。

竹田(恒)：

用地処理、用地買収、さらには価格の交渉なんなんですけれども、これは、神谷さんですか、それとも、竹田さんですか。

神谷氏：

用地交渉は、用地課の職員が行っていました。ただ土地価格はすでに青苗の宅地は平米単価6,960円と決まっていました。

あと、青苗4区で、4戸の建物移転交渉があり、移転しなければ、埋立て・工事ができないということで、この交渉も用地課で行っていました。

竹田(恒)：

奥尻における土地の売買の実例をよく知らないのですが、坪2万3千円、平米単価6,960円というのは、場所にもよりますよね。青苗の1区から4区で、5区の宅地の売買の価格としては、竹田さん、高いのですか、そんなも

のですか。

竹田彰氏：

価格をですね、まず、土地の価格については、住民説明会で出しました。街づくりには、配水管、下水道管、上水管、そして、道路も作るの、町の方とすれば、グレードを上げた分、価格をアップして売却する、ということの説明したときにですね。そうしたら、「なんぞや」と、「売買の価格を同額にしろ」というのが、移転する人たちの意見だったんですよ。「同額にしろ」と、「売るのも買うのもみな、同じ額にしろ」と。

次に、町が買う土地の価格設定なんですけど、地区や場所で、当然、売買の価格は違うし、もともと売買事例は、田舎だから少ないんです。たまたま繁華街のところや、飲み屋街のところの人が、「俺は、坪10万円で買ったので、それを坪2万3千円では売れないし、とんでもない」と。また、別の人は、「坪2万3千円なら万歳で売る」ということでした。だから、こういう価格で、こういう計算で、という評価調書を作って、「皆さん、どうですか、こういう価格では」と言ったときにですね、「それぐらいで良いだろう」との声もあって、妥協点ですね、「それで良いだろう」というラインで、坪2万3千円、平米あたり6,960円という設定をしました。たとえば、旧5区、要するに、防災集団移転のところは、事業としては早かったの、そういう値段にしたんですよ。そうしたら、次の住民説明会のときには、「防災集団移転の価格でやってくれ」という声が大きかったです。町のほうで、街づくりでグレードアップさせた土地を、坪3万円でも4万円でも売りたいと言ったときに、「なに！」となります。やっぱりそこら辺は難しいですね。

竹田（恒）：

それが区画整理の考え方²⁷⁾の基礎にある

根本的なコンセプトですね。区画整理をして、たとえば、交通の便が良くなった、土地の価値が上がった、と。それは、減歩されたところで、価値は上がっているから、差引はゼロだろう、と。あるいは、清算金が出るかもしれない、という話しになるわけで。だから、町の考え方として、環境整備して、高い値段で売るんだ、という考え方が出てくるのは、理解ができるなと思うのですけれども、住民の方の側からすれば、別に町が金儲けをするというわけでもないだろうと、そういうことになるんですかね。

竹田彰氏：

そうですね。住民の人たちも、計算上のものの考え方は、理解するんですよ。だけど、「俺らは、大変な目に遭っているのだから、それを助けるのが行政だろう」という理由で、これが前提にあるわけです。だから、こういう値段でやろう、と言ったときに、こちらの方もですね、町長も、しょうがないな、と、これも妥協したのです。

竹田（恒）：

あと、田舎ではよくあることで、私の実家も揉めたんですけれども、隣の人と境界で揉めたんですよ。それを、町有地にして全部一括買収すると、その境界もなくなっちゃうから、それは消えちゃうのですね。その相隣関係の紛争というのは。

竹田彰氏：

皆さんもそうだと思うんですけど、やっぱり昔から土地の問題はあると思います。境界で、なんだかんだとやっているうちに、俺の土地に雨だれが落ちてきたとかね、屋根の雪が落ちてきた、とか、そういう小さいトラブルがあると思います。だから、そういうトラブルも解決しようと考えて、きっちりと区画、境界杭を打っていこうという考えです。だか

ら、土地を売るときには、全部4点に境界杭を打って、売りました。

竹田(恒)：

70坪というのは、それまでの青苗の家の大きさ、土地の広さから考えて、けっこう広い大きさではないですか。

竹田彰氏：

いや、広くないです。基本的には、漁家団地なんで、ずっと昔からですね、家があって、車庫があって、作業場があって、乾燥場があって、そういうかたちでずっと利用してきているのです。けれども、都市計画の関係なんで、一応、建ぺい率も計算したんです。作業場は全部、漁港内の共同作業場に移して、職住の分離をするので、専用住宅、すなわち、専用住宅と車庫と小さい物置だけにして、作業場、乾燥場は全部、下(低地部)に移す、と。漁網・漁具の支度も全部、下に移すのでどうか、と。そういう計算で、70坪でどうか、ということです。中には、商売上、「俺はもう、とてとても200坪ないとやれないんだ」というんだったら、区画は70坪だから、3区画になれば、 3×70 で210坪だから、そのぐらい売りますよ、となる。「必要な坪数、区画面積を提示してください」と、先に提示しました。だから、商売をやっている人だとか、漁師を大きくやっている人だとか、そういう人には、このぐらいでどうですか、と提示して、それでやりとりをしました。

竹田(恒)：

そうすると、そういうふうにして、個別に訪問しながら…。

竹田彰氏：

もちろん、個別です。

竹田(恒)：

むしろ、人に言えない事情もあるだろうから。どれぐらいの画地が必要かという情報を集めながら、それと同時に、町としては、これぐらいの区画は用意するのだ、と。

竹田彰氏：

町の意見も言いました。「あなた、年寄りで、もうね、たばこ屋を一つやってたんだから、もう併用住宅で、このぐらいで良いでしょう」とか、「一区画の70坪で間に合うんじゃないんですか」とかです。また、「いやいや、俺は、お金があるのだから、先祖代々ずっと土地を守ってきたんだから、区画でね、5つも6つも寄こせや」とか言う人もいました。(それに対しては、)「いやいやダメですよ、必要な面積だけですよ」というやりとりを、個別でドンドンドンドンやっていきました。

竹田(恒)：

それは、渡部さんがそこでオーソライズして行って、最終的には、越森さんがオーソライズする、ということになるのですか。

渡部氏：

僕というよりも、現地で一番動いたのは、竹田彰君なんです。元々土地をたくさん持っている人をピックアップしているんですよ。だから、そういう方々が、それぐらいの土地が欲しいと言っているだけであって、狭い土地の人が、もっと余分に欲しいというのはないんですよ。先ほどの金額でもですね、何のことはない、同じ値段で買うんですから、いくらでも良いんですよ。当初の坪2万7千円でどうだ、という話ですよ。結局、最終的に、2万3千円で落ち着いた、という簡単な話しなんです。だって、売金と買金が一緒なんですから、何も下心ないでしょという感じですね。

竹田（恒）：

ありがとうございました。

ちょうど予定していた時間になったところ
です。ここで休憩をいただきます。ご質問を
お持ちの方は、お手数をおかけしますが、こ
の間に、質問紙にご記入ください。よろしく
お願いします。

足立：

スタッフが、質問紙をうけとりに伺います。

記入いただいた方は質問紙をスタッフにお渡
しください。また、さきほど竹田彰さんから
提案をいただきましたが、フロアにおいで
の方とパネリスト間で質疑応答ができると思
います。第2部ではフロアにスタッフがマイ
クを持って待機していますので、お声がけ
ください。

それでは、休憩にさせていただきます。

（続）

¹⁸⁾ 支庁制度改革とは「地方分権への対応」、「広域的な政策展開」、そして「行政改革の推進」の3つの理念のもと、総合出先機関としての事務の完結性や政策展開機能を高めることができるよう、組織体制や機能、地域振興支援などの充実を図る取組みである、とされる。2009（平成21）年3月31日、「北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例」が北海道議会で可決・成立して、2010（平成22）年4月に、9つの総合振興局、5つの振興局が設置された。北海道庁HP「支庁制度改革」の頁（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/cks/shichou/shichoutop.htm>）を参照（2020年5月6日閲覧）。パネリストを務めていただいた宮田康宏氏からご教示を受けた。宮田氏は、当時、北海道庁法制文書課長の任にあり、条例案の作成に関与した。

¹⁹⁾ 地震発生後の奥尻町役場・北海道庁の対応については、関孝敏「激甚災害の緊急時における自治体行政組織の対応過程－北海道南西沖地震における奥尻町の場合」（関孝敏・松田光一編著『北海道南西沖地震・津波と災害復興 激甚被災地 奥尻町の20年』（北海道大学出版会、2016年）3頁以下を参照。

²⁰⁾ 2018（平成30）年9月6日3時7分、胆振地方中東部で発生したマグニチュード6.7の地震による被害である。北海道厚真町では震度7、安平町とむかわ町では震度6強、札幌市東区、千歳市、日高町、平取町で震度6弱を観測した。「平成30年北海道胆振東部地震」と命名された。

2019（令和元）年9月5日、北海道総務部危機対策局危機対策課の「平成30年北海道胆振東部地震による被害状況等」（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/300906/higaihou121.pdf>）によれば、人的被害は、死者44人、重傷

者51人、中等傷8人、軽傷者726人、住宅被害は、全壊479棟、半壊1,736棟、一部損壊22,741棟とされる（2020年5月6日閲覧）

²¹⁾ 拙稿「奥尻復興の秘けつを聞き出す：高台移転事業の概要と実務当事者へのインタビュー（1）－災害復興を考えるシンポジウムの記録－」北星論集（経）59巻2号50頁以下。

²²⁾ 発災後の応急期における応急救助に対応する主要な法律である。災害に対して、国が、地方公共団体、日本赤十字社、その他の団体および国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。法に基づく救助は、都道府県知事が、現に救助を必要とする者に行い（法定受託事務）、必要に応じて、救助の実施に関する事務の一部を、市町村長へ委任できる。救助の種類には、避難所の設置、応急仮設住宅の供与、食品や飲料水の供与・供給、死体の捜索・処理、障害物の除去などがある。

²³⁾ 災害で家を失った被災者は、まずは、「避難所」に滞在する。避難所でいつまでも生活できるわけではないので、次に、「仮の住まい」が必要となる。それが、「仮設住宅」であり、法律上は、「応急仮設住宅」と呼ばれている。災害救助法4条1号により設置される。応急仮設住宅は、被災者のために急いで準備しなければならないが、あくまで、新たな住居を用意するための応急的なものであることから、その建築基準は大幅に緩和されて、簡単に建てられるようになっている。その利用期間は、法律上、2年以内を原則とし（建築基準法85条4項）、状況に応じて延長される（特定非常災害特別措置法8条）。

²⁴⁾ 拙稿「奥尻復興の秘けつを聞き出す：高台移転事業の概要と実務当事者へのインタビュー

(1) -災害復興を考えるシンポジウムの記録-」北星論集(経) 59巻2号51頁【図5】を参照。

²⁵⁾ 1983(昭和58)年5月26日に発生した「日本海中部地震」の津波により、青苗地区では死者2名、全壊5棟の被害があった。この後、青苗岬に4.5mの防潮堤が設置された。

²⁶⁾ 拙稿「奥尻復興の秘けつを聞き出す：高台移転事業の概要と実務当事者へのインタビュー(1) -災害復興を考えるシンポジウムの記録-」北星論集(経) 59巻2号50頁以下を参照。

²⁷⁾ 土地区画整理法89条1項では、換地計画で換地を定める場合には、換地および従前の宅地の位置、地籍、土質、水利、利用状況、環境などが照応するように定めなければならない、とされる。これは「照応(の)原則」と呼ばれる。地籍の照応について、換地の権利者は、事業施行によってもたされる利用増進の度合いに応じて、換地の減歩を負担すべきである、とされる(たとえば、東京高判平成5年10月14日行集44巻12号887頁を参照)。

